

パワーハラスメントの実務対応 ～これは指導ですか？パワハラですか？

2022年4月より中小企業に対してもパワーハラスメント防止措置が、義務付けられました。企業として対応しなければならない取組み、法令のポイント、ハラスメントの判断基準を具体例を交えながらご紹介します。

日時

2022年6月21日(火)
14:00～16:00

会場

商工会議所 会議室



第1部 基調講演



1. パワハラ問題は事業者にとって大きなリスクであること
2. (職場における) パワーハラスメントとは
3. 労働施策総合推進法の改正(「パワハラ防止法」)のポイント
4. 事業主が講ずべきパワハラ防止措置とは

講師：弁護士法人 TRUTH&TRUST 弁護士 小川 洋子 氏



第2部 パネルディスカッション

1. これはパワハラ？
2. パワハラ防止措置どこまでやるべき？

パネリスト：スピカ法律事務所 弁護士 平田 健人 氏
西脇法律事務所 弁護士 佐藤 有美 氏

対象 当所会員事業所・経営者協会の労務管理担当者等

申込み 6月13日までに下記URLより申込ください。

参加費
無料

お問合せ・申込み <https://forms.gle/xoCUzYLS9fkEGUJAA>

春日井商工会議所 運営課

TEL：0568-81-4141 〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45